株主各位

東京都新宿区西新宿1丁目20番2号 (本社事務所 東京都中央区銀座6丁目14番5号)

> ホウライ 株式会社 代表取締役社長 中尾秀光

第120期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第120期定時株主総会において、 下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し あげます。

敬具

記

報告事項 第120期 (平成14年10月1日から) 営業報告書、 (平成15年9月30日まで) 営業報告書、 貸借対照表および損益計算書報告の件 本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第120期損失処理案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、配当につきましては、誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただくこととなりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は、後記の「定款変更内容に ついて」のとおりです。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり中尾秀光、大河内英教、 酒井省三、吉森俊和、江川和幸、宇都木孝雄 の各氏が選任され、それぞれ就任いたしまし た。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり横井晃、一澤宏良、鶴田 洋一の各氏が選任され、それぞれ就任いたし ました。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労 金贈呈の件

本件は、原案どおり、退任取締役松岡勲、細竹忠行、酒井勝彦並びに退任監査役深津光男、森山道宏の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

本総会終了後開催された取締役会において、代表取締役 および役付取締役が次のとおり選任され、就任いたしまし た。

> 代表取締役社長 中尾秀光 常務取締役 方河內英教 常務取締役 酒井省三 常務取締役 吉森俊和

また、監査役の互選により、鶴田洋一氏が常勤監査役に 選任され、就任いたしました。

決算公告について

当社は、当年度から、貸借対照表および損益計算書を決 算公告に代えて、ホームページに掲載することといたしま したのでお知らせいたします。

ホームページアドレスは次のとおりです。

http://www.horai-kk.co.jp/ir/

「定款変更内容について」

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

	* T *		(下線は変更部分)
	変 更 前		変更後
第6条	当会社は、1,000株をもって株式の1単元とし、1単元以上の株主を単元株主と称する。	第6条	当会社は、1,000株をもって株式の1単元とし、1単元以上の株主(実質株主を含む。以下同じ)を単元株主と称する。
第8条	当会社は、株式につき名義 書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事 務取扱場所は、取締役をの 決議によって選定する。 当会社の株主名簿は、名義 書換代理人の事務取扱場所 に備え置き、株式の名義書 換、質権の登録、またはそ の抹消、信託財産の表示、 またはその抹消、株券の再 交付、その他株式に関する 事務は、名義書換代理人に 取扱わせ、当会社において は取扱わない。	第8条	当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、またはその抹消、信託財産の表示、またはその抹消、信託財産の表示、またはその抹消、保養専及りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
第9条	当会社の株券の種類並びに 株式の名義書換、質権の登 録若しくはその抹消又は信 記財産の表示若しくはその 変更、抹消及び株券の再発 行及び単元未満株式の買取 りその他株式に関する手続 並びにその手数料について は取締役会の定める株式取 扱規程による。	第9条	当会社の株券の種類並びに 株式の名義書換、質権の登 録若しくはその抹消又は信 託財産の表示若しくはその 変更、抹消及び株券の再発 行、株券喪失登録及び単元 未満株式の買取りその他株 式に関する手続並びにその 手数料については取締役会 の定める株式取扱規程によ る。

	変 更 前	変 更 後
第11条	定時株主総会は毎決算期から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 (新 設)	第11条 定時株主総会は毎決算期から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 株主総会は、本店所在地若しくはこれに隣接する地、 又は東京都中央区において招集することができる。
第13条	株主総会の決議は法令又は 本定款に別段の定めがある 場合のほか出席した株主の 議決権の過半数によりこれ を決する。 (新 設)	第13条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数によりこれを決する。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを決する。
	(A) IX)	数を欠くことになる場合に 備え、株主総会において補 欠監査役を選任することが できる。 補欠監査役の選任決議は総 株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもっ てこれを行うものとする。 補欠監査役が監査役に就任 した場合の任期は、前任者 の残任期間とする。 補欠監査役の選任の効力は、 選任後最初に到来する定時 株主総会が開催されるまで の間とする。